

## (L4) 継続教育制度に関する規程

平成20年3月19日	制 定
平成21年4月22日	一部改正
平成23年11月18日	〃

### 第1章 総則

(主旨)

第1条 この規程は、土木学会技術推進機構運営規程第3条に基づき、技術推進機構（以下「機構」という。）が行う継続教育（CPD：Continuing Professional Development）制度（以下「本制度」という。）の実施に必要な事項を定める。

(本制度の目的)

第2条 本制度は、土木技術者が倫理観と専門的能力をもって社会に貢献していけるよう、土木技術者としての能力の維持・向上を支援することを目的とする。

(対象者)

第3条 個人の土木学会会員（正会員、学生会員）とする（以下、「会員」という。）。

2 本制度の目的を理解し、別途定める登録料などを納入して登録を申請した非会員は、「CPD登録メンバー」として本制度の対象者となることができる。

### 第2章 継続教育実施委員会等

(委員会)

第4条 本制度に関する重要事項の審議、制度の適正かつ公正な実施、ならびに事業の円滑な運営と推進のために、継続教育実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第5条 委員会の所掌事項、運営については継続教育実施委員会内規においてこれを定める。

### 第3章 継続教育プログラム

(対象分野)

第6条 本制度における継続教育プログラム（以下「プログラム」という。）の対象分野は次の四分野とする。

- (1) 基礎共通分野：基礎的な共通一般に係わるもの
- (2) 専門技術分野：土木の専門的な技術分野に係わるもの
- (3) 周辺技術分野：土木の周辺の（学際的）な技術分野に係わるもの
- (4) 総合管理分野：総合的な管理技術に係わるもの

2 各分野の内容の詳細は委員会が定める。

(教育形態)

第7条 本制度で対象とするプログラムの教育形態は次の4形態とする。

- (1) 参加学習型：（講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加、企業内研修など）
- (2) 情報提供型：（論文等の発表、技術指導、技術会議への出席など）
- (3) 実務学習型：（OJT(On the Job Training)、業務経験など）
- (4) 自己学習型：（学会誌講読、通信教育、教育ビデオテープなどによる学習）

2 各教育形態による継続教育単位は委員会が定める。

#### (プログラムの認定)

第8条 土木学会（支部を含む）が主催する委員会、ならびに講習会、研修会、講演会、シンポジウムなどの行事については、委員会が定める基準により不相当と判断される場合を除き、認定プログラムとする。

2 建設系CPD協議会の構成学協会による認定プログラムについては本条第1項を準用する。

3 その他の学協会、団体、機関等（以下「外部主催者」という。）が主催する参加学習型のプログラムについて、外部主催者から別途定める様式によりプログラム認定の申請があった場合には、機構は、委員会が定める基準により申請書を審査し、認定の可否を決定する。

### 第4章 継続教育記録の管理

#### (CPD システム)

第9条 機構は、継続教育記録（以下「記録」という。）に関する登録、管理を円滑に実施するため、「CPD システム」を適切に運営・管理する。

#### (記録の登録)

第10条 会員またはCPD登録メンバーは、個々人の責任において記録を登録、管理するものとし、「CPD システム」を利用して登録等を行うことができる。

#### (登録証明書)

第11条 機構は、会員またはCPD登録メンバーの申請により、CPDシステムに登録された記録について継続教育記録登録証明書を発行する。

#### (費用)

第12条 第8条の規程によりプログラムの認定を受けたもの、あるいは第11条の規定により継続教育記録登録証明書の発行を申請するものは、別途定める費用を納付しなければならない。

#### (規則)

第13条 この規程施行にあたり必要な規則は、委員会が定める。

#### (その他)

第14条 この規程に定めのない事項および疑義が生じた場合は、委員会で対応を決定し、技術推進機構運営会議に結果を報告する。

#### (規程の変更)

第15条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（平成20年3月19日 理事会議決） この規程は、平成20年3月19日から施行する。

附則（平成21年4月22日 理事会議決） この変更規程は、平成21年4月22日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。